

# 第4次 肝付町行政改革大綱

(令和4年度～令和8年度)

肝 付 町

令和4年3月

# 目 次

I. 第4次行政改革大綱の策定にあたって	1
1 行政改革に取り組む必要性	
2 これからの行政改革の取組	
II. 計画期間	2
III. 行政改革の基本方針	2
IV. 行政改革の推進項目	3
1 財政健全化の推進	3
1-1 事務事業のスクラップ等による予算のスリム化	
1-2 歳入確保対策	
1-3 町有財産の有効活用と整理	
1-4 定員管理・給与の適正化	
1-5 公共施設等総合管理計画に基づく効率的な運営	
1-6 公営企業の健全運営	
2 住民サービスの向上	5
2-1 窓口サービスの向上	
2-2 組織・機構の見直し	
3 スマート自治体への転換(電子自治体の推進)	6
3-1 行政デジタル化推進体制の整備	
3-2 業務量調査による業務の効率化	
3-3 テレワークによる業務効率化推進	
3-4 ペーパーレス化推進による会議の効率化	
4 職員の働き方と職場を変える	8
4-1 働き方改革によるワークライフバランスの向上	
4-2 計画的な職員研修の実施	
4-3 職員の心と体の健康保持対策の推進	
5 協働・情報の共有化	10
5-1 地域コミュニティの支援・充実化	
5-2 各種保有情報に係るオープンデータ化の推進	
5-3 広報機能の充実	
V. 推進体制等	11
用語解説	12

## I. 第4次行政改革大綱の策定にあたって

### 1 行政改革に取り組む必要性

国へ大きく依存している本町財政においては、合併による優遇措置制度が終了することに伴う普通交付税の縮減、少子高齢化の進行による社会保障費や公共施設等の維持、更新に係る経費の増大など、本町を取り巻く環境には厳しいものがあります。

これまで、肝付町では、3次にわたり行政改革に取り組んできましたが、時代の変化により、次々と新たな行政課題が生まれ、不断の行政改革への取り組みが求められます。

町を取り巻く環境の変化の中、多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、行政サービスを維持・向上させていくためには、限られた経営資源（職員、財源、財産、情報、時間等）の中で、これまで以上に効率的・効果的な行財政運営を行い、最小の経費で最大の効果を生み出すことが求められます。

行政改革とは、これら刻々と変化する社会情勢に対応するべく、有する経営資源を最大限に活用し、行政サービスの最適化を図るものです。これまでの行政改革の成果を活かしながら、現状の課題を踏まえ、限られた人材と財源を有効活用し、各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる行政運営を将来にわたって継続して行う必要があります。

### 2 これからの行政改革の取組

第2次肝付町総合振興計画に掲げる町の将来像「人そして地域活力の創出による“地域力あふれる”肝付町」を実現するためには、きめ細やかな行政サービスの展開や効果的な基盤整備を進めるとともに、一方では、行政の効率化を進めていく必要があります。また、将来像の実現のためには、職員のモチベーションの維持と資質向上のため、職員が力を発揮できる職場環境を作ることも重要です。

これからの行政改革においては、行政サービス自体の複雑化・高度化に対応するため、日々の仕事のやり方を常に効率化・省力化する意識を持ち、働き方改革やICT活用による生産性の向上を目指します。

## Ⅱ. 計画期間

本大綱の取り組み期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。

## Ⅲ. 行政改革の基本方針

改革の推進にあたっては、次の5つの基本方針に沿って取り組みます。

### 1 財政健全化の推進

人口減少社会にあつて、町民ニーズの高度化・多様化などに適切に対応するため、効果的、効率的な予算執行、歳入の確保に努めます。

### 2 住民サービスの向上

スリムで効率的な組織づくりを図ることにより、窓口サービスの向上に取り組み、住民満足度の向上を目指します。また、マイナンバーカードを活用し、事務のデジタル化による効率化、多様な住民サービスの向上に取り組みます。

### 3 スマート自治体への転換(電子自治体の推進)

経営資源(財源、職員数)が減少する中、住民サービスを維持するため、サービスに係る庁内コスト削減や減少する職員で効率的に事務を処理する体制整備は必要不可欠です。その代替として期待されるICT技術などの活用によるスマート自治体への転換を推進します。

### 4 職員の働き方と職場を変える

働き方改革への取り組みが求められている中、職場環境の改善に取り組み、魅力ある職場づくりに取り組みます。また、職員を重要な資産と捉え、職員の心と身体健康保持に取り組み、働きやすい環境で行政サービスの向上を果たせられるよう職員の活躍を支援します。

### 5 協働・情報の共有化

地域の身近な課題の解決や地域の特色を活かした魅力ある地域づくりを進めるため、地域コミュニティの強化や行政と町民との協働を推進します。

また、有効な広報媒体を利用し、住民への情報提供の充実に取り組み、町政が身近に感じられるまちづくりを進めます。

## IV. 行政改革の推進項目

基本方針ごとに取り組むべき事項を推進項目として位置づけ、体系的に改革を推進します。

### 1 財政健全化の推進

#### 1-1 事務事業のスクラップ等による予算のスリム化

定期的に事務事業を評価し、必要性、有効性の観点から、各種事務事業の見直し、スクラップを行い、限られた財源の適正な配分を図ります。

新規政策の立案時には、予め事業の目標年度を設定し、目標の達成状況と事業効果を検証したうえで、事業継続を判断する仕組みを作ります。

また、全庁的に「業務改善」、「経費削減」に取り組み、予算のスリム化に取り組みます。

##### 【取組事項】

- ・事業評価と事務事業のスクラップ
- ・一課一改革として、各所属独自の「業務改善」、「経費削減」

#### 1-2 歳入確保対策

町税、地方交付税（※用語解説①）などの減収が見込まれる中、自主財源（※②）の確保に向けた取り組みを実施する必要があります。町税は町財政の根幹をなすもので、住民サービスを提供するうえで重要な役割を果たしています。担税力に応じた公平な税の負担が原則で、税負担の公平と町税収入の確保のための未納額を含めた徴収に努めます。

また、財源確保として国や県などの補助金を積極的に活用するとともに、ふるさと納税などの制度を積極的に活用します。

さらに、地域資源を活用した財源の確保を模索するなど、新たな歳入確保対策に努めます。

##### 【取組事項】

- ・ふるさと納税の取り組み強化
- ・自主財源確保のための町税の徴収率向上
- ・基金の効率的運用による自主財源の確保

#### 1-3 町有財産の有効活用と整理

利用目的が明確でない未利用土地や建物については、未利用財産として管理及び処分等を検討する必要があります。売却や貸付が進まない土地は接道

がないことや地積が小さい等条件が悪いものが多く、活用出来ない状況です。売却・貸付を含めた有効活用の検討、また未利用建物については、取り壊し等を検討し、維持管理費の削減を行い、財源を確保するとともに管理事務の削減を図ります。

**【取組事項】**

・未利用財産の売却・貸付を含めた有効活用

**1－4 定員管理・給与の適正化**

定員管理の適正化については、早期退職制度の活用、新規採用の抑制を基本としつつ、引き続き定数の削減に努めていかなければなりません。また、専門的な知識や技術を有する職員が必要とされていることから、専門職の計画的な採用に努めます。

採用にあたっては、少数精鋭主義を実践し得る人材と、あらゆる職務で能力を安定的に発揮できる魅力的な人材の獲得を目指します。

**1－5 公共施設等総合管理計画に基づく効率的な運営**

公共施設等総合管理計画（※③）に基づき、適切な管理運営の在り方を検証し、計画的な管理を行い、統廃合や長寿命化など老朽化に伴う維持等の抑制に努めます。

**1－6 公営企業の健全運営**

公営企業（※④）（水道事業、病院事業）の安定的なサービス提供のため、強いコスト意識と無駄を省いた効率的な運営に努めるなど、健全な事業運営を推進します。

**【取組事項】**

・適正な料金による経営及び投資の合理化を図るため水道料金を適正化  
・町立病院の常勤医師 3 名の確保・維持

## 2 住民サービスの向上

### 2-1 窓口サービスの向上

窓口サービスは、多くの住民が利用することから、窓口サービスの向上は、住民の町政への信頼を得る機会となります。満足度の高い窓口サービスを提供するため、親切で十分な業務知識に基づいた的確な対応、手続きごとに窓口が異なるなどの不便さの改善を図ります。

#### 【取組事項】

- ・複数業務窓口の一元化の検討(死亡手続きデスク、出生手続きデスクなど)
- ・複数課にまたがる手続きをまとめた案内チラシの作成の検討
- ・窓口業務における支払いのキャッシュレス化
- ・マイナンバーカードの取得促進
- ・住民票、印鑑登録証明書のコンビニ交付利用者の拡大
- ・保険証としてのマイナンバーカードの利用拡大
- ・電子申請(※⑤)(行政手続き化のオンライン化)利用事務の拡大

### 2-2 組織・機構の見直し

スリムで効率的な組織づくりを基本としながらも、人口減少及び少子・高齢化等の社会情勢の変化や、各種行政課題に柔軟に対応し、行政サービスを円滑に住民へ提供出来るよう、継続的に組織・機構の見直しを図ります。

また、内之浦総合支所については、引き続き行政機能の強化に努めます。

#### 【取組事項】

- ・継続的な組織・機構の見直し
- ・所属を超えた専門人材の有効活用  
(例:町立病院看護師→准看護学校専任教員)
- ・専門性の高い職務経験者の採用や募集方法の改善  
(例:町立病院専門の事務職員の採用・建築技師等の専門職の確保)

### 3 スマート自治体(※⑥)への転換(電子自治体の推進)

#### 3-1 行政デジタル化推進体制の整備

デジタル技術やデータを活用して住民の利便性の向上や業務効率化によって生じた人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていきます。

副町長をCDO(※⑦)(Chief Digital Officer)、専門的知見を持つ人材をCDO補佐官とする管理体制のもと、各課のデジタル推進担当と連携し、行政のデジタル化の推進を図ることとし、外部の専門家の助言や支援を積極的に取り入れていきます。

##### 【取組事項】

- ・CDOを中心とした推進体制の整備・継続

#### 3-2 業務量調査(※⑧)による業務の効率化

業務量調査を実施し、その結果を基に業務マニュアルやチェックリストといった業務手順書等を作成し、事務手続(業務内容、処理の流れ、関連法令・規則等)を見える化することで、事務処理ミスや法令違反のリスクマネジメント、また知識ノウハウの蓄積や正確な業務引継が可能となります。前例踏襲や個人の知識あるいは経験からの「属人的な仕事のやり方」に依らず、組織として、事務の適正性の確保を図ります。

##### 【取組事項】

- ・業務量調査、業務洗い出しによる「業務の見える化」を実施
- ・業務手順書の作成
- ・ICT導入候補業務の検討
- ・既存業務のムダ取りと組織と職員配置を適正化

#### 3-3 テレワークによる業務効率化推進

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークを推進していますが、現在は限られた職員が利用するにとどまっているため、庁内への周知を定期的かつ分かりやすく実施し、適切なシーンで効率よく利用出来る職員を増やしていきます。また、ペーパーレスの取り組みも含めたテレワーク推進環境の整備を通じて柔軟な業務体制の在り方を検討します。

##### 【取組事項】

- ・テレワーク取組期間を設定し、取組可能な職員全員にテレワークを実施させていく。

### 3-4 ペーパーレス化推進による会議の効率化

定例的に行われ、資料の多い会議等については、タブレット端末等の導入を検討し、事前準備を含めた会議の効率化、ペーパーレス化による業務量と経費の節減を目指します。

また移動時間の削減と大災害時などのテレワークの推進などにも有効であることから、テレビ会議の庁内全体での利用を積極的に推進していきます。

#### 【取組事項】

- ・定例的会議等へのタブレット端末等の導入検討
- ・経営戦略会議等におけるペーパーレスの取り組み継続
- ・テレビ会議の利用促進を継続

## 4 職員の働き方と職場を変える

### 4-1 働き方改革によるワークライフバランスの向上

働き方改革の推進に伴い、時間外勤務の上限時間が設けられる（※⑨）など、職員のワークライフバランス（※⑩）の推進、健康の確保等が求められるとともに、効率的な行政運営が求められています。

計画的な業務の推進、業務量調査による事務量の平準化、コスト意識の徹底等による時間外勤務の削減を図るとともに、年次有給休暇の取得を促進します。

また、計画的に職場全体で整理整頓をすることにより、ムダを顕在化させ業務効率の向上を図ります。

#### 【取組項目】

- ・年次有給休暇の取得促進
- ・業務量調査結果による職員配置の適正化、所属内職員間の協力体制の構築による時間外勤務の削減
- ・テレワークや時差出勤など業務に合わせた勤務形態の導入検討
- ・計画に基づいた全庁的な整理整頓と断捨離
- ・男性職員の育児休業等の取得促進

### 4-2 計画的な職員研修の実施

肝付町人材育成基本方針に基づき、職員個々の能力向上を目的に、職場内外の研修を計画的に推進します。

特に近年、社会情勢の変化に伴い、地域の課題や多様化する住民ニーズに的確に対応する能力が求められているので、社会の動向を踏まえ、その時々職員に求められる知識や必要性にあった研修を実施し、人材育成に努めます。

#### 【取組項目】

- ・肝付町人材育成方針に基づく計画的な職員研修の実施
- ・産業カウンセラー（※⑪）による管理職へのストレスチェック報告、ゲートキーパーとしてのマネジメント研修の実施

### 4-3 職員の心と体の健康保持対策の推進

職員が健康で充実した生活を送りながら、その能力を十分に発揮出来るよう、定期検診後の保健指導の強化、メンタルヘルス相談体制及び職場復帰支援体制の充実等、心と身体の健康保持対策を推進します。

また、各種ハラスメント防止に取り組み、働きやすい良好な職場環境を作ります。

**【取組項目】**

- ・栄養士等による定期検診後の保健指導の強化
- ・メンタルヘルス相談体制の充実
- ・メンタル病休者復職支援プログラム(※⑫)による職場復帰支援の強化
- ・ハラスメント防止対策委員会による各種ハラスメント防止の取組み

## 5 協働・情報の共有化

### 5-1 地域コミュニティの支援・充実化

地域コミュニティ協議会を結成し、地域・住民が主体となって、地域課題（道路補修・伝統行事継承・子供会行事の復活など）解決のための活動を実施します。また、総務省の集落支援員制度を活用し、必要性を判断しながら、コミュニティ組織への集落支援員の適正配置を支援し、地域への「目配り」として、地域の巡回、状況把握等を図りながら、課題解決のための事業等を実施していきます。

また、振興会加入率は年々減少しており、コミュニティの脆弱化が進んでいることから、振興会と行政とで情報を共有し、未加入者に対し、加入促進のビラ等を作成し、加入率90%を目指します。

#### 【取組事項】

- ・地域コミュニティ協議会設立支援を継続
- ・必要性に応じた集落支援員の適正配置を支援
- ・振興会加入率の増に向けた取り組み

### 5-2 各種保有情報に係るオープンデータ化の推進

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、町が保有するデータのオープンデータ化に取り組んでいます。

今後も観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するため、これらの分野のオープンデータ化を推進します。

#### 【取組事項】

- ・オープンデータ(※⑬)の公開件数増

### 5-3 広報機能の充実

広報媒体には、広報誌・ホームページ・コミュニティFM・地上デジタル放送などがあり、これらの媒体の特性を活かした広報機能の充実を図ります。

特に、広報誌及び町ホームページについては、広報技術の向上を図り、住民にわかりやすい、積極的な情報発信に努めます。

#### 【取組事項】

- ・町ホームページの更新頻度増加に向けた取り組み
- ・有効な広報媒体を利用した戦略的でタイムリーな行政情報の提供

## V. 推進体制等

### 1 アクションプログラムの策定

大綱に基づく行政改革を着実に推進するため、大綱の基本方針に沿った具体的な取組と達成時期を記載したアクションプログラムを作成します。

### 2 推進体制

町長を本部長とする肝付町行政改革推進本部により、アクションプログラムの進行管理を行います。

また、アクションプログラムの進捗状況は、町民や学識経験者等で構成される肝付町行政改革推進委員会へ取組年度の翌年度ごとに報告し、助言を頂きながら、着実に行政改革を推進します。

### 3 実施状況の公表

取組の実施状況は、毎年度公表するとともに、計画の進捗や社会情勢等の変化、町民ニーズ等を踏まえ、取組内容の改善等の見直しを図る事で、実効性のある行政改革を目指します。

## 用語解説

### ①地方交付税

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するためのものです。国税五税(所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税)の一定割合が合理的な基準によって再配分されます。いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」の性格を有しています。

地方交付税は、一定の算式により交付される普通交付税と、当該年度の特殊事情を考慮して交付される特別交付税に分かれます(普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が財源不足額として算定される仕組みになっています)。

### ②自主財源

地方公共団体が自らの機能に基づいて自主的に収入できる財源のことで、具体的には地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。

### ③公共施設等総合管理計画

近年、社会構造や市民ニーズは、人口減少や少子高齢化の進行などによって大きく変化しています。加えて、高度経済成長期に整備された公共建築物やインフラ施設(道路、橋梁、上水道、下水道等)の老朽化による改修や建替え等の更新という大きな変革時期を迎えています。

こうした公共施設等に係る課題を踏まえ、中長期的な視点で財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の適正配置を目指していくため、基本的な考え方や方向性を示します。

肝付町では、平成29年3月に「肝付町公共施設等総合管理計画」、令和3年3月に「肝付町公共施設等個別施設計画」を策定済みです。

### ④公営企業

地方公共団体が経営する水道事業や病院事業、交通事業等の企業活動を言います。肝付町には、公営企業として、水道事業、病院事業があります。

### ⑤電子申請

現在紙によって行っている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や職場のパソコンを使って行えるようにするものです。住民の利便性が向上するとともに行政側の業務効率化にも繋がります。

## ⑥スマート自治体

ICT 技術を駆使して、定型的な業務を自動化したり、共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりすることを可能とした自治体のあり方を指します。

高齢化と人口流出によって、地区に地方では労働人口が大幅に減少すると考えられます。こうした中、各自治体が従来のサービスを提供し続けるためにはどうすればいいのか、自治体間の連携を深める施策としても注目されているのが、スマート自治体というあり方です。

ICT(アイシーティー)とは、「Information and Communication Technology」の略称です。日本語では、「情報通信技術」と訳され、コンピュータを単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた幅広い言葉です。

## ⑦CDO (Chief Digital Officer)

「最高デジタル責任者」のことで、「チーフ・デジタル・オフィサー(Chief Digital Officer)」の頭文字をとった役職です。企業全体のデジタルの活用状況を俯瞰し、組織のデジタル変革を経営の視点で推進する役割を担います。デジタルトランスフォーメーション(DX)が求められる現在、トップダウンで組織改革を進めていくために、CDOのポストを設置する企業が増えています。

肝付町では、令和3年10月に、副町長をCDO、専門的知見を持つ人材をCDO補佐官として設置し、行政のデジタル化を推進していくこととしています。

## ⑧業務量調査

全庁的な業務量を調査し、事務内容、業務にかかる時間等をデータ化・可視化することにより、適正な職員配置、職員間の業務の平準化、業務のマニュアル化への取り組みが可能になります。また、他自治体との業務量調査の比較により、既存業務のムダ取りや手法の最適化、適正な職員配置の検討も可能です。

## ⑨時間外勤務の削減と年次有給休暇の取得促進

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす重要な要因と考えられ、時間外と休日の労働時間が1ヶ月あたり45時間を超えて長くなるほど、脳・心臓疾患の発症と関連性が強まるという医学的知見が得られています。

このため、働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働は原則として1か月45時間、1年360時間が上限となりました。また、年次有給休暇は、1年に5日以上取得させなければならないこととされています。

## ⑩ワークライフバランス

「働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方」のこと。仕事がかまくいっていると私生活でも心のゆとりを持つことができ、また、私生活が充実することで仕事のパフォーマンスも上がるという好循環を目指します。

## ⑪産業カウンセラー

職場でカウンセリングをおこなうカウンセラーです。心理学的手法を用いて、働く人たちが抱える問題を、自らの力で解決できるように援助することを主たる業務としています。

肝付町では産業カウンセラーへの委託により、相談窓口の設置、全職員へのストレスチェック、メンタルヘルス研修等に取り組んでいます。

## ⑫復職支援プログラム

メンタル不調による休職者の職場復帰は、本人、上司、人事担当、産業カウンセラー、保健師の産業衛生スタッフ、主治医の多くの関係者が連携して行わなければなりません。職場復帰に向けた支援を検討するためには、関係者一人ひとりが復職のための役割、ステップポイントを理解していくために復職支援プログラムを作成することとしています。

## ⑬オープンデータ

オープンデータとは、国や地方公共団体が保有するデータのうち、誰もが利用規約の範囲内で容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう公開されたデータのことです。国においては、オープンデータに取り組む意義・目的として、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化、行政の透明性・信頼の向上が示されています。

現在、肝付町では、町のホームページで、地域・年齢別人口、AED設置個所一覧、観光施設一覧、イベント一覧、消防水利一覧など、15件のデータを公開しています。